

# 日事連円滑施行に向け5項目要望

追記乙章

09.3.16

日本建築士事務所協会  
連合会（日事連、三栖邦  
博会長）は13日、改正建  
築士法で創設された「設  
備設計1級建築士」に一  
定規模以上の建築物での  
設計関与を義務付ける新  
制度が5月27日に施行さ  
れるに備え、制度の円  
滑な施行に向けた要望を  
国土交通省に提出した。

資格者の地域偏在もあつ  
て業務の停滞や混亂が起  
きる懸念があるため、法  
適合確認マニュアルの早  
期公表や、資格者のいな  
い建築士事務所に対する  
支援強化などを求めた。  
要望は▽法適合確認支  
援団体（NPOや協同組  
合など）に対する支援な  
ど中央サポートセンター

の機能強化▽法適合確認  
マニュアルの早期公表▽  
公共建築などでの発注者  
範囲などに関する懸念が  
強いとして、国交省が今  
月中に作成予定のマニュ  
アルの早期公表とともに  
資格者は約2700人だ  
が、設計事務所に所属す  
る人は1100人程度と  
みられている。設計事務  
所に所属する資格者が2  
人以下という県が8県あ

準を明確化することも求  
めるなど地域偏在も問題に  
なっている。  
三栖会長は13日の会見  
で「資格者のいない事務  
所は法適合確認業務を外  
部に委託しなければなら  
ないが、法適合確認は設  
計行為の一部なので、こ  
の業務だけを行う事務所  
はないだろう」との見方  
を示し、「責任範囲を明  
確にし、業務が分かりや  
すく簡単なマニュアルを  
作ってほしい」と訴え  
た。

資格者の有無を委託先選  
定の条件にはしないな  
ど、資格者のいない建築  
士事務所が不利になる状  
況が生じないように指導  
と周知の徹底を求めた。  
地方の資格者を確保する  
ため、講習の回数を増や  
し、資格取得に必要な情  
報提供も継続的に行うよ  
う要望。資格者のいない  
建築士事務所を支援する  
法適合確認支援団体に、  
中央サポートセンターを  
通じた支援を行えるよう  
にすることも求めた。

建設設計1級建築士の  
み強化▽施工状況の継続  
的な把握と建築士事務所  
の業務に支障が生じた場  
合の適切な対応策の実施  
望。増改築や工事中の変  
更では資格者の関与を極  
力限定し、対象範囲の基

本を明確化することも求  
めた。設備設計1級建築  
士の法適合確認業務は、  
1月に施行された新業務  
報酬基準に規定されてい  
ないことから、適正な業  
務報酬のための標準業務  
量の算定も要望した。

公共建築の発注では、  
の業務だけを行う事務所  
ではないだろうとの見方  
を示し、「責任範囲を明  
確にし、業務が分かりや  
すく簡単なマニュアルを  
作ってほしい」と訴え  
た。

の業務だけを行う事務所  
ではないだろうとの見方  
を示し、「責任範囲を明  
確にし、業務が分かりや  
すく簡単なマニュアルを  
作ってほしい」と訴え  
た。